

掲示期間 6.2-6.11

新潟市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月2日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第6号

新潟市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する規程

新潟市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程（平成2年新潟市選挙管理委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

<p>(標題欄)</p> <p>新潟市議会議員何選挙何区選挙区ポスター掲示場 新潟市何区選挙管理委員会</p> <p>注 意</p> <p>○ ポスターは指定された区画にはってください。</p> <p>○ この掲示場は新潟市議会議員何選挙何区選挙区候補者以外の方は使用できません。</p> <p>○ 掲示板をこわしたり、ポスターを破いたりすると罰せられます。</p>				
		4	1	標題欄
		5	2	
		6	3	

備考

- 1 構造は設置期間中風雪に耐え得るものとする。
- 2 区画の大きさは縦横おおむね45センチメートルとする。
- 3 標題の欄に投票日周知のための記載をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の新潟市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の規定は、この規程の施行日以後その期日を告示される選挙について適用する。